

## 学校法人興誠学園任期付教員任用規程

### (目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号（以下「任期法」という。）」の第5条第1項の規定に基づき、学校法人興誠学園（以下「学園」という。）が浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部（以下「本学」という。）において、任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任期等)

第2条 任期法第4条第1項第1号及び第2号により、任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職名、任期及び再任用に関する事項は、別表のとおりとする。

### (雇用契約)

第3条 理事長は、前条の定めに基づく教員の任用については、浜松学院大学又は浜松学院大学短期大学部の学長（以下「学長」という。）からの内申により、様式第1号に定める同意書を提出した者と様式第2号による雇用契約を締結して行う。

2 第4条第4項第1号及び第2号に基づき、再任用するときは、改めて雇用契約を締結する。この場合の任用期間は、満65歳を超えないものとする。

3 雇用契約は、当該教員の申し出により途中解約することができる。ただし、解約の日は、教育研究に支障のないよう双方協議のうえ、決定するものとする。

4 理事長は、雇用契約に当たり、労働基準法その他の法令の定めるところにより、契約時の賃金、労働時間、その他の労働条件を明らかにした文書を交付する。

### (再任用)

第4条 学長は、任用期間が満了する教員について、業績審査の結果を添えて、再任用の可否と任用条件を理事長に内申する。

2 前項の業績審査は、学長の下に設けられた委員会が次の各号について行う。

(1) 教育に関する事項

(2) 研究に関する事項

(3) 本学の管理運営及び社会等への貢献に関する事項

3 学長は、業績審査の最終結果を、任期満了6か月前までに当該教員に通知する。

4 理事長は、学長の内申を受けて、任期満了6か月前までに、次の各号により再任用の可否を決定し、当該教員に通知する。

(1) 任期（5年以内。ただし、65歳を超える場合は65歳まで）を定めて再任用する。

(2) 雇用期間の定めのない教員として再任用する。

(3) 再任用しない。

5 前項第2号の場合、再任用後の定年は、学校法人興誠学園職員就業規則の定めるところによる。

(任期途中の昇任)

第5条 理事長は、任期付教員の任期の途中においても、学長の内申により、当該教員を昇任させることができる。

2 前項の場合において学内規程に特別の定めがあるときは、前条第1項の規定にかかわらず、学長は、併せて再任用についての業績審査があったものとして、任期満了を待たず、再任用に係る理事長への内申を行うことができる。

(就業条件等)

第6条 任期付教員の任期以外の就業条件は、学園の職員就業規則、職員給与規程、退職手当に関する規程その他の関係規程を適用する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長の意見を聞き、理事会の議を経て、理事長が行う。

(規程の公表)

第8条 この規程を改廃したときは、任期法第5条第4項の定めに基づき、本学ホームページ等により公表する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(第2条関係)

別表

教育研究組織	職名	任期	再任用
大学 現代コミュニケーション学部 短期大学 幼児教育科	教授 准教授 講師 助教	5年以内 (ただし、70歳を超えない)	可 (4条による)

同 意 書

平成 年 月 日

学校法人 興誠学園  
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

氏 名 印

私は、浜松学院大学（又は浜松学院大学短期大学部）□□に採用されるに際して、学校法人興誠学園任期付教員任用規程に基づき、下記の通りの任期により任用されるものであることに同意します。

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

(注) □□部分には、職名を記入する。

任期付教員雇用契約書

学校法人興誠学園（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）は、「学校法人興誠学園 任期付教員任用規程」（以下「任用規程」という。）に基づき、乙が甲の任期付教員として勤務することについて下記の通り合意し、契約する。

- 1 甲は、任用規程に基づき、以下の条項により、乙の合意のもと、乙を○○○○○大学の○○として任用する。
- 2 乙の任期は、任用規程に基づき、平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までとする。
- 3 乙は甲の関係諸規程を遵守し、誠実に勤務する。
- 4 乙の職務は、職員就業規則第1条第1項で定める学園に常時勤務する職員と同様とする。
- 5 甲は乙に対し、諸規程に従い、所定の給与等を支払う。
  - ア 基本給 大学教育職給料表○級○○号給  
給与月額 円を支給する。
  - イ 諸手当 職員給与規程及び職員給与細則により支給する。
  - ウ 退職手当 退職手当に関する規程により支給する。
- 6 任用規程及び本契約によりがたい事態に対しては、甲・乙双方は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成○○年○○月○○日

(甲) 浜松市中区高林一丁目17番2号  
学校法人 興誠学園  
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

(乙) 住所

氏名 印